

# 再犯防止関係用語集

令和4年3月 仙台矯正管区作成

ぜひ、こんなことにご活用ください

- ☑ 地域の中の「再犯防止」に関わる用語の意味を調べることができます
- ☑ 地方再犯防止推進計画の策定の際、巻末の用語集の作成などにご活用ください



用語		説明
<b>【あ行】</b>		
1	アディクション	嗜癖と訳され、「やめようと思いつつもやめることのできない悪い習慣に耽ってしまうこと」をいう。物質依存（アルコールや各種薬物等）、行動嗜癖（ギャンブル障がい、ゲーム障がい等）がある。
2	入口支援	刑事司法手続の入口（被疑者・被告人の段階）において、高齢又は障がいのある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しする等の社会復帰支援を行う取組のこと。
<b>【か行】</b>		
3	改善指導	刑事施設において、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもの。①「薬物依存離脱指導」、②「暴力団離脱指導」、③「性犯罪再犯防止指導」、④「被害者の視点を取り入れた教育」、⑤「交通安全指導」、⑥「就労支援指導」の6類型の特別改善指導及びそれ以外の改善指導として、①被害者感情の理解等、②規則正しい生活習慣・健全な考え方の付与、③釈放後の生活設計、行動様式の付与等に係る一般改善指導が実施されている。
4	覚醒剤取締法	覚醒剤の乱用による保健衛生上の危害を防止するため、その輸入、所持、製造、譲受及び使用に関して必要な取締を行うことを目的とした法律のこと。
5	仮釈放	懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするもの。
6	観護処遇	少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全てであり、情操の保護や特性に応じた働き掛けにより、健全育成に配慮された処遇のこと。健全な社会生活を営むための生活習慣等に関する助言・指導だけでなく、少年の情操を豊かにするための学習の支援や読書、講話、季節の行事等の機会が提供されている。
7	観護措置	家庭裁判所が、少年審判のために行う少年の身柄保全手段。家庭裁判所調査官の観護に付するものと、少年鑑別所に送致するものがある。
8	鑑別	医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。

用語		説明
9	帰住先	刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活していく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。
10	帰住予定地	刑事施設、少年院に収容されている者が釈放・出院となった後に居住する予定の住居の所在地をいう。
11	起訴	公訴を提起すること。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であり、起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。
12	起訴猶予	不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追（検察官が公訴を提起）しないもの。
13	教誨師	矯正施設に収容されている者の宗教上の希望に応じ、所属する宗教宗派の教義に基づいた宗教教誨活動をボランティアとして行う民間の宗教家のこと。
14	矯正管区	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省矯正局の地方支分部局のこと。東北地方には、仙台矯正管区がある。
15	矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称するもの。
16	矯正就労支援情報センター室 (通称「コレワーク」)	刑務所出所者等の雇用を検討する企業の相談窓口。受刑者・少年院在院者の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、企業のニーズに適合する者を収容する施設について情報提供を行う法務省の機関。通称：コレワーク。東北地方には、宮城県仙台市にコレワーク東北（0120-29-5089）が設置されており、東北6県の事業主を担当している。
17	矯正処遇	刑事施設においては、その受刑者の資質・環境に応じて、改善更生の意欲の喚起と社会生活に適応する能力の育成を図るために、矯正処遇として、作業を行わせ、改善指導及び教科指導を行っている。
18	協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支える民間の事業主のこと。
19	居住支援協議会	住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、福祉関係団体等で組織された協議体のこと。
20	居住支援法人	住宅セーフティネット法に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等の住宅確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対し民間賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人として都道府県が指定するもののこと。

用語		説明
21	禁錮刑	刑事施設に拘置し、作業義務を科さない刑罰のうち長期のもの。
22	ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年のこと。
23	刑事施設	刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設である。
24	刑事司法手続	犯罪をした人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続きのこと。
25	刑の一部の執行猶予制度	裁判所が、3年以下の刑期の懲役・禁錮を言い渡す場合に、その刑の一部について、1年間から5年間まで、執行を猶予することができる制度のこと。
26	刑務作業	刑務所に収容されている受刑者等が従事する作業。受刑者の改善更生を図るために行われる矯正処遇のうちの一つ。
27	刑法犯	刑法及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等）に規定される犯罪のこと。
28	刑務所	主として受刑者を収容し刑の執行を通じて、改善更生や円滑な社会復帰に向けた様々な処遇を行う施設のこと。
29	刑務所出所者等就労支援事業	矯正施設、保護観察所及び公共職業安定所が連携して、担当者制による職業相談・職業紹介等を行う事業のこと。
30	刑務所出所者等就労奨励金	保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度のこと。
31	検挙	検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し被疑者とすること。
32	検挙人員	警察等の捜査機関が検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。
33	検察庁（検察官）	検察庁は検察官の行う事務を総括する機関であり、検察官は犯罪を捜査し、刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め（起訴）、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を指揮・監督しているほか、犯罪被害者の保護・支援や、公益の代表者として法令に定められた事務を行っている。

用語		説明
34	更生緊急保護	刑事上の手続きにより、身体の拘束を解かれた者（満期釈放者、起訴猶予者等）が、親族からの援助や公共の衛生福祉に関する機関などの保護が受けられない場合に、保護観察所長が緊急的に実施する金品の給貸与や宿泊場所の供与、就労支援や生活指導等の措置のこと。
35	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のこと。
36	更生保護サポートセンター	保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体等と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。経験豊富な「企画調整保護司」が常駐し、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を実施している。
37	更生保護施設	仮釈放などにより保護観察となった人や満期釈放、刑の執行猶予、起訴猶予などにより刑事施設から釈放された人や、少年院から出院することとなった人が、住居がない、頼れる人がいない等の理由で直ちに自立することが難しい場合に、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を行いその更生を支援する施設のこと。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置している。
38	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体のこと。
39	更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて、更生保護事業を営む民間の団体のこと。更生保護法人は、更生保護施設を置いて、被保護者に対する宿泊場所の提供、帰住の斡旋、金品の給貸与、生活の相談等を行ったり、罪を犯した者の更生を助けることを目的とする事業に対する助成や連絡調整を行ったり、これらの事業の啓発等を行っている。
40	拘置所	主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設のこと。
41	勾留	被疑者や被告人の逃亡又は罪証の隠滅を防止するため、裁判官が発布した令状により、刑事施設に拘禁すること。
42	拘留	1日以上30日未満の期間で、刑事施設に拘置する刑罰のこと。
<b>【さ行】</b>		
43	再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者及び少年矯正施設に2度以上入所・入院した者をいう。

用語		説明
44	再犯者	<p>刑法犯により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。</p> <p><b>☑ 参考「再犯率」と「再犯者率」の違い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>再犯率</b> 犯罪等により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを計る指標</li> <li>・ <b>再犯者率</b> 犯罪等により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを計る指標</li> </ul>
45	再犯防止啓発月間	再犯防止推進法第6条において、毎年7月を国民の間に広く再犯防止等について関心と理解を深める再犯防止啓発月間と定め、国や地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされている。
46	作業報奨金	刑務作業を実施した受刑者等に、出所後の生活資金の扶助として支給されるもの。原則として、釈放時に本人に対して支給されるが、在所中であっても、所内生活で用いる物品の購入や家族の生計の援助等に一部使用することが認められている。
47	実刑	裁判で言い渡される懲役・禁錮等身体の拘束を伴う刑。
48	C F P (Case Formulation Probation/Parole)	保護観察対象者との面接、裁判関係資料等から情報収集を踏まえて、再犯・再非行の誘発要因と改善更生を促進する要因、それぞれの背景要因、相互作用などを理論的・実証的根拠に基づいて分析し、保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにすることで、保護観察官の見立てを支援するアセスメントツールのこと。
49	自助グループ	ある問題を持つ者同士が励ましあいながら、様々な形で克服していくための集団のこと。
50	自立準備ホーム	保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの。
51	執行猶予	判決で刑を言い渡すにあたり、犯人の犯情等を考慮して、刑の執行を一定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の言い渡しの効力を消滅させる制度のこと。
52	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。1年を通じての活動であるが、特に7月を強調月間としている。
53	就労支援事業者機構	協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体のこと。

用語		説明
54	住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人のこと。
55	住宅セーフティネット制度	住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とする制度のこと。
56	受刑者	懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者。
57	受刑者等専用求人	矯正施設に収容されている受刑者や少年院在院者などを対象にした一般には非公開の求人のこと。
58	出院	退院又は仮退院により少年院を出ること。
59	少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された者及び少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受けることとされた者を収容し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設のこと。
60	少年鑑別所	（１）家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、（２）観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、（３）地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。（３）の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。
61	少年刑務所	主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設のこと。
62	処遇	警察等で検挙された人が、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で受ける取扱いのこと。
63	職業指導	少年院において、在院者に対して、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために行う指導のこと。
64	触法少年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年のこと。
65	初入者	受刑のために刑事施設に初めて入所した者及び少年矯正施設に初めて入所・入院した者のこと。
66	初犯者	犯罪により初めて検挙された者のこと。
67	生活環境の調整	刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住調整を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。
68	前科・前歴	一般的に、「前科」は有罪判決により刑が言い渡された事実、「前歴」は警察や検察などの捜査機関により被疑者として捜査の対象となった事実のこと。

用語		説明
69	セーフティネット住宅	住宅確保要配慮者に対する支援制度である住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まないものとして登録した住宅のこと。
<b>【た行】</b>		
70	ダルク	ドラッグ（薬物）、アディクション（嗜癖、病的依存）、リハビリテーション（回復）、センター（施設、建物）の頭文字を組み合わせた造語で、覚醒剤、危険ドラッグ、有機溶剤（シンナー等）、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを行う民間の施設のこと。
71	地域援助	少年鑑別所が法に基づき行う地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務のこと。
72	地域生活定着支援センター	各都道府県に配置され、福祉による支援が必要な刑務所出所者等について矯正施設・保護観察所等と連携して福祉サービスに関する調整を行っている。また、公判段階で福祉的支援の必要性が認められた者について、保護観察所・検察庁と連携して入口支援を行っている。
73	地方更生保護委員会	保護観察所の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省保護局の地方支分部局。仮釈放等の審理を行っている。東北地方には、東北地方更生保護委員会がある。
74	懲役刑	刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑罰のこと。
75	出口支援	刑務所や少年院といった矯正施設を出所・出院する者に対する社会復帰支援のこと。
76	篤志（とくし）面接委員	刑務所や少年院に収容されている者等に対して、面接や指導、教育を行い、その改善更生と社会復帰を手助けする民間ボランティアのこと。
77	特定少年	令和4年施行の改正少年法では、20歳に満たない者が「少年」として一律に保護対象とされることは維持された上で、18歳以上の少年が特定少年と定義され、17歳以下とは異なる取扱いとされることとなった。家庭裁判所の審判において原則検察官送致となる事件の対象範囲が拡大したほか、少年院では、社会において「責任ある主体」としての役割を求められることを前提とした矯正教育が実施されている。
78	特定生活指導	特定の事情を有する少年院在院者に対し、その改善に向けたプログラムを実施している。①「被害者の視点を取り入れた教育」、②「薬物非行防止指導」、③「性非行防止指導」、④「暴力防止指導」、⑤「家族関係指導」、⑥「交友関係指導」の6類型のほか、令和4年度からは特定少年を対象とした⑦成年社会参画指導が実施されている。
79	特別調整	矯正施設及び保護観察所において、高齢者又は障がい者を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けられるようにするため、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うもの。



用語		説明
<b>【な行】</b>		
80	入所者 (入所受刑者・新受刑者)	裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどした受刑者のこと。
81	認知件数	犯罪について、被害の届出、告訴、告発、その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数のこと。
82	農福連携	農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進へも広がりを見せている。
<b>【は行】</b>		
83	罰金・科料	一万円以上(罰金)又は千円以上一万円未満(科料)の納付を科される刑罰のこと。「科料」は行政罰の「過料」と異なる。
84	被疑者・被告人	被疑者は、警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっているが、まだ起訴されていない者。被告人は、捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された者のこと。
85	非行のある少年	犯罪少年(罪を犯した少年(犯行時に14歳以上であった少年)をいう。)、触法少年(14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。)、ぐ犯少年(保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。)の総称。
86	BBS会	非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等を行う青年のボランティア団体のこと。少年矯正施設内での行事や教育活動に協力している団体もある。
87	婦人補導院	売春防止法第5条の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女子を収容し、規律ある明るい環境のもとで、社会生活に適応させるために必要な生活指導及び職業補導、その更生の妨げとなる心身の障がいに対する医療を行い、社会で自立して生活できる女性として復帰させることを目的としている国立の施設。補導処分の期間は6か月である。
88	法務少年支援センター	少年鑑別所が、少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体等と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動を行う際の名称をいう。
89	保護観察	罪を犯した人又は非行のある少年が、実社会でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うこと。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者が対象となる。
90	保護観察官	心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事する国家公務員のこと。

用語		説明
91	保護観察所	各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれ、更生保護の第一線の実施機関として、(1) 保護観察、(2) 生活環境の調整、(3) 更生緊急保護、(4) 恩赦の上申、(5) 犯罪予防活動などの事務を行っている。また、医療観察制度による処遇の実施機関として、心神喪失等の状態で重大な他害行為をした人の、(1) 生活環境の調査、(2) 生活環境の調整、(3) 精神保健観察などの事務も行っている。
92	保護司(保護司会)	矯正施設から出所・出院した者も含め、犯罪をした人又は非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。
93	保護処分	家庭裁判所に送致された少年について、健全育成のために行われる少年法上の処分のこと。保護観察、少年院送致、児童自立支援施設等送致がある。
<b>【ま行】</b>		
94	満期釈放	仮釈放にならず、刑期を満了して釈放されること。
<b>【や行】</b>		
95	薬物事犯者	麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に違反した者のことをいう。
<b>【ら行】</b>		
96	領置金	受刑者等が、矯正施設等に入所・入院する際に所持してきた金銭や入所・入院中に外部の人から差し入れられた金銭のこと。その占有は、収容している矯正施設等が行う。
97	労役場留置	資力がないなどの理由により、罰金又は科料を納めない場合、その者を刑事施設内の労役場に留置して作業をさせること。

作成

法務省 仙台矯正管区 更生支援企画課

☎022-286-0130